

役員等報酬規程

社会福祉法人 加茂福祉会

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人加茂福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づく理事並びに監事及び評議員の報酬等並びに、定款第6条で選任する評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 当法人の役員等並びに委員に対しては、別表1に定める報酬について源泉徴収した額を支給する。
3. 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の理事及び監事の報酬総額は年間120万円以内とする。

2. この法人の評議員選任・解任委員の報酬総額は年間30万円以内とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、前条に定める報酬のほか、職員旅費規程に基づく旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

2. 旅費については旅費規程に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、この規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

2. 理事長の報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

3. 理事長以外の役員等が理事会・評議員会・監事監査に出席した場合等の報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

4. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

2. 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める。報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は令和 4 年 1 1 月 2 0 日から施行実施する。

別表 1 (役員等並びに委員に対する報酬)

(1) 理事長

理事会・評議員会への出席	月額 60,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	

(2) 理事・監事

理事会・評議員会への出席	日額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(3) 評議員

理事会・評議員会への出席	日額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

理事会・評議員会への出席	日額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円